

# 第8章 老人保健医療

老人保健法に基づく医療給付

## 1 医療給付の概要

老人医療は、老人保健法に基づき、75歳以上(平成14年9月30日現在で既に70歳以上の方、ねたきりなどの人は、65歳以上)の人が医療機関にかかる場合、すべての医療機関が協力して高齢者にかかる医療費を負担していく制度です。

対象者 次にあげる三つの要件のすべてに該当する方です。

- (1) 75歳以上の者(平成14年9月30日現在で既に70歳以上の方)及び65歳以上75歳未満で、あらかじめ、ねたきり等一定の障害があると市長の認定を受けた者。
- (2) 医療保険に加入していること。
- (3) 市の区域内に居住地を有すること。

主な一部負担金の概要

単位：円

区分	75歳以上の人の自己負担限度額(月額)			
	【平成18年9月まで】		【平成18年10月以降】	
	外来の限度額 (個人ごとに計算)	入院及び世帯ごと の限度額	外来の限度額 (個人ごとに計算)	入院及び世帯ごと の限度額
一定以上の 所得がある人	40,200	72,300 + [(実際にかった医療 費 - 361,500円) × 1%] (40,200)	44,400	80,100 + [(実際にかった医療 費 - 267,000円) × 1%] (44,400)
一般	12,000	40,200	12,000	44,400
低所得	8,000	24,600	8,000	24,600
		15,000		15,000

( )内は、12か月間に4回以上高額医療費の支給を受ける場合(多数該当)の4回目からの限度額です。

### 計算上の注意

入院の場合、1か月の一部負担金は、限度額までの負担となります。

入院時の食事代や差額ベッド代などは、支給対象とはなりません。

一定以上の所得がある人とは、次の1または2に該当する方です。

- 1 市町村民税の課税所得(各種控除後)が145万円以上ある老人医療受給対象者
- 2 同じ世帯の70歳以上の方(65歳以上で老人医療の障害認定を受けている方を含む)の市町村民税の課税所得(各種控除後)が145万円以上ある老人医療受給対象者

ただし、課税所得が年額145万円以上でも、年収の合計額が下記の要件に該当する方は、市(高齢者生きがい推進課)への申請により、1割負担となります。

同じ世帯の70歳以上の方（65歳以上で老人医療の障害認定を受けている方を含む）の総収入を合計

1 対象者が世帯に1人の場合 383万円未満

2 対象者が世帯に2人以上いる場合 520万円未満

低所得の人とは

低所得 は、世帯主及び世帯全員が住民税非課税の人

低所得 は、世帯主及び世帯全員が住民税非課税かつ各種所得等から必要経費、控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する人

## 2 医療給付の状況

単位：円

区 分			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
医 科	入 院	件 数	11,489	11,286	10,475
		金 額	4,816,820,635	4,689,830,820	4,573,857,178
	入院外	件 数	186,690	176,247	168,586
		金 額	2,649,539,918	2,552,457,151	2,492,889,433
歯科		件 数	25,251	24,423	23,969
		金 額	329,505,360	304,696,133	292,395,964
調剤		件 数	122,934	118,011	113,799
		金 額	1,456,018,097	1,417,335,917	1,444,995,092
老人保健施設療養費		件 数	0	0	0
		金 額	0	0	0
訪問看護		件 数	643	576	544
		金 額	22,345,370	22,904,225	27,963,910
食事療養		件 数			
		金 額	284,147,130	221,700,542	198,479,268
合計		件 数	347,007	330,543	317,373
		金 額	9,558,376,510	9,208,924,788	9,030,580,845

### 3 医療費支給費（現金給付）の状況

一時本人が立替え払いし、後日申請書を提出し、払い戻しを受ける場合や柔道整復師の施術を受けたとき、補装具等の購入をしたとき等に支給します。

単位：円

区 分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
一般診療	件 数	12	6	1
	金 額	742,557	254,299	130,481
補装具	件 数	211	158	178
	金 額	6,767,669	4,227,087	6,349,493
柔道整復	件 数	5,783	6,096	5,437
	金 額	80,031,204	82,499,530	70,831,401
ハリ・キュウ	件 数	104	108	183
	金 額	2,469,599	2,943,094	4,029,091
アンマ・マッサージ	件 数	792	1,146	1,405
	金 額	16,772,250	24,742,815	29,789,804
高額医療費	件 数	12,166	12,848	13,362
	金 額	62,503,221	70,222,784	80,150,459
合計	件 数	19,068	20,362	20,566
	金 額	169,286,500	184,889,609	191,280,729

#### 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）について

後期高齢者医療制度が本年4月1日にスタートしました。この制度は、現在の急速な少子高齢化にあって高齢者の医療を安定的に支えるため、現役世代と高齢者の方々が負担能力に応じて公平に負担しながら、心身の特性や生活実態を踏まえた後期高齢者の方々にふさわしい医療が提供できるよう新たな診療報酬体系の構築による高齢社会に対応した仕組みとして、すべての市町村の共同連帯の理念に基づいて創設されたものです。

そして、75歳以上（一定の障害がある65歳から74歳までの方を含む。）の方の新たな独立した医療保険制度であることから、今まで加入していた国保や健保組合などの医療保険制度から移行することとなりました。

この制度の被保険者には、被保険者証が1人に1枚交付されます。医療給付は、従来の老人保健制度と同様です。

後期高齢者の医療に係る費用については、医療機関等で支払う窓口負担分を除いたものの5割を公費（国4：県1：市町村1）4割を若年者保険料、1割を高齢者の保険料で賄われます。